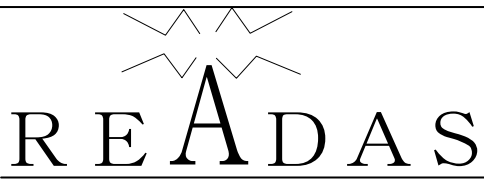


第 5257 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 6月30日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続と消費税の納税義務

Q：個人事業を営んでいた父親が亡くなり、私が事業を引き継ぐことになりました。父は課税事業者でしたが、私も課税事業者になるのでしょうか？

A：1人で事業を承継されるのであれば、課税事業者になります。

【解説】

消費税では、相続のあった年の基準期間の課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継した場合、相続人の基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、相続のあった日の翌日からその年12月31日までの間は消費税の納税義務は免除されないこととなっています。

そして、相続のあった年の翌年又は翌々年については、基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1,000万円以下かどうかで免税になるかどうかを判定し、1,000万円を超える場合には消費税の納税義務は免除されないこととなっています。

なお、誰が事業を承継するか確定しない間は、分割が決まるまで、相続があった年については、基準期間における被相続人の課税売上高を法定相続分で分割した額で納税義務の判定を行い、翌年又は翌々年については、基準期間における被相続人の課税売上高を法定相続分で分割した額と各相続人の課税売上高を合計した金額で納税義務を判定することとなっています。

